

令和7年度

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

富山市監査委員

監 第 3 5 2 号

令和8年8月28日

(宛先) 富山市長

富山市監査委員 足 立 政 孝

富山市監査委員 古 西 達 也

富山市監査委員 鋪 田 博 紀

富山市監査委員 松 尾 茂

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和8年7月14日付けで審査に付された、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、富山市監査基準に準拠し、審査を実施したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の結果	1
第6	審査の概要	2
1	健全化判断比率等の状況	2
(1)	健全化判断比率	2
(2)	資金不足比率	2
2	各比率の分析等	3
(1)	実質赤字比率について	3
(2)	連結実質赤字比率について	3
(3)	実質公債費比率について	3
(4)	将来負担比率について	3
(5)	資金不足比率について	4
第7	意見	5

(注1) 文中の記載金額は千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入している。

(注2) 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく審査

第2 審査の対象

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和8年7月14日から同年8月19日まで

第4 審査の方法

令和8年7月14日付けで市長から提出された、令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。また、必要な事項については、所管部局の説明を求めて審査を行った。

第5 審査の結果

審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第6 審査の概要

1 健全化判断比率等の状況

各指標の比率はいずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、財政健全化計画及び経営健全化計画の策定が義務付けられる基準には至っていない。

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

指標名	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	早期健全 化基準	財政再 生基準
実質赤字比率	— (△ 3.23)	— (△ 3.42)	— (△ 3.24)	— (△ 3.25)	— (△ 2.69)	11.25	20.00
連結実質赤字 比率	— (△13.81)	— (△15.54)	— (△13.78)	— (△12.38)	— (△11.08)	16.25	30.00
実質公債費比率	7.5	8.0	8.8	9.1	9.4	25.0	35.0
将来負担比率	104.8	94.9	84.2	78.4	74.9	350.0	

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていないため「—」の表示をしている。

() 書きは実質赤字比率及び連結実質赤字比率の数値であり、収支が黒字であるため、負の値で表示をしている。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

会計の名称		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	経営健全 化基準
法 適 用	水道事業会計	— (△33.3)	— (△35.0)	— (△34.8)	— (△36.0)	— (△37.7)	20.0
	工業用水道事業会計	— (△570.6)	— (△604.7)	— (△636.3)	— (△684.0)	— (△736.0)	
	公共下水道事業会計	— (△24.3)	— (△29.2)	— (△28.5)	— (△28.6)	— (△28.0)	
	病院事業会計	— (△14.5)	— (△15.0)	— (△13.6)	— (△7.3)	— (△3.6)	
	農業集落排水事業会計				— (△15.0)	— (△10.0)	
法 非 適 用	企業団地造成事業 特別会計	— (△31.1)	— (△45.4)	— (△22.8)	— (△35.0)	— (0.0)	
	牛岳温泉スキー場事業 特別会計	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	
	農業集落排水事業 特別会計	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)			
	公設地方卸売市場事業 特別会計	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	— (0.0)	

注1) 資金不足比率の「—」の表示は資金不足額がないことを表している。() 書きは資金不足比率の数値であり、資金の不足額がないため、負の値で表示をしている。また、(0.0)とは、収支が均衡していることを表している。

注2) 農業集落排水事業会計は、令和6年度から地方公営企業法の財務規定等を適用した。

2 各比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、市の基本的な会計の赤字の程度を表すものである。

令和7年度の実質収支額は、2,948,543千円の黒字であり、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、市全体の会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、市全体の会計の赤字の程度を表すものである。

令和7年度の実質収支額及び資金不足・剰余額の合計は、12,105,142千円の黒字であり、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が負担する市債元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均で、公債費に係る財政負担の程度を表すものである。

単年度実質公債費比率は、令和7年度は10.1%であり、令和6年度と比べ1.3ポイント上昇（悪化）した。主な要因は、公共下水道事業債の償還に充てた繰入金が増加した一方で、借換えを予定していた市債約29.3億円を借換えずに全額繰上償還したことにより、算定の基礎となる元利償還金の額が増加したことなどによるものである。

また、令和7年度の実質公債費比率は9.4%であり、早期健全化基準である25.0%を下回っているものの、前年度と比べ0.3ポイント上昇（悪化）している。これは、令和6年度の値は令和4年度から令和6年度までの3か年平均、令和7年度の値は令和5年度から令和7年度までの3か年平均であり、令和4年度の単年度実質公債費比率（9.3%）よりも令和7年度の単年度実質公債費比率（10.1%）の値が高かったことによるものである。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき負債額から、当該負債の償還に充てることができる基金等を控除した額の標準財政規模を基本とした額に対する比

率であり、一般会計等が将来負担すべき負債が、標準的な収入の何年分に相当するかを表すものである。

令和7年度の将来負担比率は74.9%で、前年度と比べ3.5ポイント低下（改善）し、早期健全化基準である350.0%を下回っている。

令和7年度に低下（改善）した要因は、債務負担行為に基づく支出予定額や退職手当負担見込額が増加したものの、地方債現在高や公営企業債等繰入見込額が減少したことに加え、標準財政規模が増加したことなどが挙げられる。

（5）資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金不足額の、それぞれの事業規模に対する比率であり、一般会計等における実質赤字比率に相当する、公営企業における資金不足の程度を表す指標である。

令和7年度は、対象となる公営企業8会計のうち、資金不足額が発生した会計はなく、資金不足比率は生じていない。5会計において剰余額が生じ、その合計は8,810,860千円であり、前年度の剰余額9,508,949千円に比べ698,089千円減少した。

第7 意見

令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれの指標も財政健全化計画及び経営健全化計画の策定が義務付けられる基準を下回る結果となった。

しかしながら、今後の財政状況については、国際情勢や物価高騰が社会経済活動へ与える影響等、先行きが不透明であるほか、スマートシティ施策や防災・減災対策、少子化対策など、今後も大きな財政需要が見込まれることから、厳しい状況が続くものと予想される。

健全化判断指標がいったん悪化に転じると、短期間での改善が困難であることから、現下の財政状況においては、これまで以上に財政健全化に向けた取組が求められる。

単年度の実質公債費比率は、市債の繰上償還による公債費（元利償還金）の増加等により、前年度と比べ1.3ポイント上昇（悪化）した。また、3か年平均の実質公債費比率についても、前年度に引き続き上昇（悪化）している。

一方、将来負担比率は、地方債現在高や公営企業債等繰入見込額が減少していることに加え、標準財政規模が増加したことにより、前年度に引き続き低下（改善）している。

これまでの公共施設整備等に伴い公債費が増加していることに加え、今後も公共施設の整備や改修が予定されており、資金需要の増加が見込まれることから、実質公債費比率や将来負担比率の悪化に繋がることが懸念される。

このため、計画的かつ適正な規模の事業執行に一層留意するとともに、本市は他の中核市に比べ実質公債費比率や将来負担比率が高い水準にあることから、その要因を分析し、類似都市との比較等を行いながら、有利な地方債の選択等について十分に検討を行うなど、引き続き地方債の適切な管理に努められたい。

本市が目指す「人・まち・自然が調和する活力都市とやま」の実現に向け、都市の魅力を高めるための各種事業や社会インフラの整備・老朽化対策事業等、今後も多くの事業が予定されている。第5期富山市行政改革実施計画等を着実に推進し、健全な財政運営の確保に向けて一層努力されたい。

